

制度	対象期間	雇用形態	法が規定している適用除外の要件	労使協定で適用除外できる要件
育児休業	～1歳	正社員	なし	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③1年以内に雇用契約等終了
		有期雇用	①入社1年未満 ②子の1歳到達日を超えて雇用が継続することが見込まれない者 →子の1歳到達日から1年を経過する日までに労働契約が終了し、かつ労働契約の更新がないことが明らかである。  (子の2歳到達日の前日までに労働契約が終了し、更新されないことが申出時点で明らかなる者は対象外。)	申出時 ①週所定労働日数2日以下  1歳到達日は、4/17生まれの場合 4/16日 4/16日から1年を経過する日⇒4/15日。 【期間計算=初日不算入原則の例外】 2歳到達日(4/16)の前日⇒4/15日 (2歳誕生日の前々日)
	1歳超～1歳2か月	正社員	配偶者が育児休業していない。	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③1歳2か月までに雇用契約等終了
		有期雇用	上記①② + 配偶者が育児休業をしていない。	申出時 ①週所定労働日数2日以下
	1歳超～1歳6か月	正社員	以下の①②のいずれかに該当する場合。 ①社員または配偶者が1歳到達日に育児休業をしていない。 ②保育所入所申請で入所できない等一定の場合に該当しない。	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③申出より6ヶ月以内に雇用契約等終了
		有期雇用	以下の①②のいずれかに該当する場合。 ①社員または配偶者が1歳到達日に育児休業をしていない。 ②保育所入所申請で入所できない等一定の場合に該当しない。	申出時 ①週所定労働日数2日以下 ②申出日より6ヶ月以内に労働契約等終了
短時間勤務(育児)	～3歳 (6時間以下とする)	正社員	①所定労働時間が6時間以下の社員 ②管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③業務の性質または業務の実施体制に照らして、短時間勤務が困難と認められる業務に従事する者
		有期雇用	①所定労働時間が6時間以下の社員 ②管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③業務の性質または業務の実施体制に照らして、短時間勤務が困難と認められる業務に従事する者
所定外労働の免除(育児)	～3歳	正社員	管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下
		有期雇用	管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下
時間外労働の制限(育児)	～小学校始期	正社員	①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③管理監督者	なし
		有期雇用	①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③管理監督者	なし
深夜業の制限(育児)	～小学校始期	正社員	以下の①～④のいずれにも該当 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③16歳以上の同居の家族が <b>一定要件</b> に該当 ④所定労働時間の全部が深夜にあたる。	なし
		有期雇用	以下の①～④のいずれにも該当 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③16歳以上の同居の家族が <b>一定要件</b> に該当 ④所定労働時間の全部が深夜にあたる。	なし
子の看護休暇	小学校始期に達していない子が 1人→5日、 2人以上→10日	正社員	なし	申出時 ①入社6ヶ月未満 ②週所定労働日数2日以下
		有期雇用	なし	申出時 ①入社6ヶ月未満 ②週所定労働日数2日以下

制度	対象期間	雇用形態	法が規定している適用除外の要件	労使協定で適用除外できる要件
介護休業	～93日 (対象家族1人ごとに通算)	正社員	なし	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③93日以内に雇用契約等終了
		有期雇用	①入社1年未満 ②介護休業開始予定から起算して93日を超えて雇用が継続することが見込まれない者 →93日経過日から1年を経過する日までに労働契約が終了し、かつ労働契約の更新がないことが明らかである。	申出時 ①週所定労働日数2日以下
短時間勤務 (介護)	93日以内 (対象家族1人)	正社員	①所定労働時間が6時間以下の社員 ②管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下
		有期雇用	①所定労働時間が6時間以下の社員 ②管理監督者	申出時 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下
時間外労働の制限 (介護)	1ヶ月～1年以内	正社員	①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③管理監督者	なし
		有期雇用	①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③管理監督者	なし
深夜業の制限 (介護)	1ヶ月～6ヶ月	正社員	以下の①～④のいずれにも該当 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③16歳以上の同居の家族が <b>一定要件</b> に該当 ④所定労働時間の全部が深夜にあたる。	なし
		有期雇用	以下の①～④のいずれにも該当 ①入社1年未満 ②週所定労働日数2日以下 ③16歳以上の同居の家族が <b>一定要件</b> に該当 ④所定労働時間の全部が深夜にあたる。	なし
介護休暇	要介護状態の対象家族 1人で年5日 (2人以上は10日)	正社員	なし	申出時 ①入社6ヶ月未満 ②週所定労働日数2日以下
		有期雇用	なし	申出時 ①入社6ヶ月未満 ②週所定労働日数2日以下

注1)業務の性質又は業務の実施体制に照らして短時間勤務が困難と認められる業務とは、例えば、①国際線の客室乗務員②労働者数が少ない事業所でその業務に従事する労働者が著しく少ない業務③流れ作業方式や交替制勤務による製造業務で、短時間勤務を組み込むことが困難な業務④個人毎に担当する企業、地域が厳密に分担されていて代替が困難な業務

これはあくまでも、**例示内容**です。参考：「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」より

業務の性質又は業務の実施体制に照らして短時間勤務が困難と認められる業務に従事する者は**適用除外できません**が、子が3歳に達するまで、**フレックスタイム、始業終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、託児施設の設置運営、又は準ずる便宜供与(ベビーシッター費用の負担等)育児休業に準ずる制度のいずれかの措置が必要となります。(義務)**

注2)深夜業の制限・**一定の要件**とは、①深夜就業をしていない者(深夜業3日/月含む)である②心身の状況が子の保育・介護ができる者である③産前産後の者でないの**いずれにも該当すること**。